

未来を育てる会社

IWATA CHEMICAL

酵母菌株分譲の手引き



目次

1. 微生物分譲のお申し込みについて
 - (1) 微生物分譲フロー
 - (2) 分譲する微生物
 - (3) 分譲のお申し込み
2. 分譲手数料
3. お支払い方法
4. Q&A

〈添付資料〉

酵母分譲依頼書及び誓約書

酵母分譲と使用に関する同意書フォーム

* 各書式は、以下のホームページにおいても掲載しております。

URL : <http://www.i-kagaku.co.jp/>

BIO-TEC IWATA

はじめに

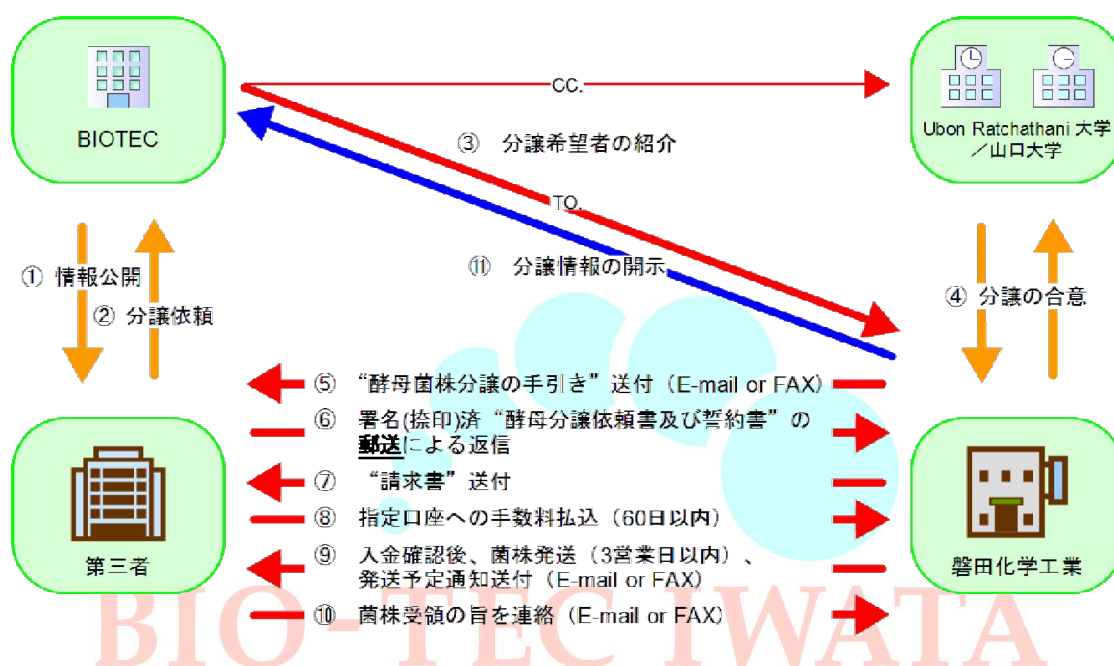
磐田化学工業株式会社は1957年創業以来、「発酵技術」という人類の英知をベースに事業展開をしてまいりました。

磐田化学工業株式会社が分譲を行う酵母は、タイ国 Ubon Ratchathani 大学の基金と日本国 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の資金を用いて、山口大学、Ubon Ratchathani 大学および磐田化学工業株式会社の共同研究で開発された酵母(*Kluyveromyces marxianus*)に属する菌株です。これらの菌株は高温で最も優れた増殖とエタノール発酵能力を示します。Ubon Ratchathani 大学、山口大学および磐田化学工業株式会社は、これらの酵母菌株の共同研究に対して生物多様性条約(CBD)に準拠した覚書を取り交わしており、希望される方への分譲も3者の合意の下で実施されます。

この手引き書は、酵母菌株の分譲を希望される方が、手続きを円滑に行う為に、その詳細を解説した物です。

1. 微生物分譲のお申し込みについて

(1) 微生物分譲フロー



原則として、タイ国立遺伝子生命工学研究センター (National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC)) のホームページ (<http://www.biotec.or.th/>) から BIOTEC に対して分譲依頼をして頂き、BIOTEC からの分譲希望者情報に基づいて磐田化学工業株式会社から酵母菌株を分譲させていただきます。尚、弊社より分譲させて頂いた方の情報につきましては、磐田化学工業株式会社と BIOTEC との合意により BIOTEC 宛に連絡することになっております (但し上記の分譲者の情報が BIOTEC の WEB SITE 上に一般公開されることはありません) ので、予めご了承下さい。

(2) 分譲する微生物

磐田化学工業株式会社が分譲する酵母は、Ubon Ratchathani 大学、山口大学および磐田化学工業株式会社が共同開発し、3者で BIOTEC に共同寄託した酵母菌株 *Kluyveromyces marxianus* (BCC 43577、47347、47348、47349、47350、47351、47352、47353、47354、47355) です。

(3) 分譲のお申し込み

ご連絡いただいた方に本手引きをメールもしくは FAX にて送付させていただきます。酵母菌株分譲をお申し込みの際には、あらかじめ“酵母の分譲と使用に関する同意書”をご覧ください、これらの条項に同意される場合にのみお申し込み下さい。お申し込みの際には、“酵母分譲依頼書及び誓約書”フォームにご希望の微生物名と BCC 番号の他、必要事項をご記入の上、署名又は捺印の上、原本を後述の（お問い合わせ先）まで御送付下さい。（あらかじめメールもしくは FAX でお送り頂いても結構ですが、**原本の受領をもって依頼者からの正式依頼とさせていただきます。**）

依頼者氏名および安全責任者（または上司）は、本人が自署するか、捺印して下さい。本人が自署した場合には、捺印は不要です。

2. 分譲手数料

微生物の分譲手数料は、以下の通りです（分譲手数料を振り込む方の所属機関により手数料が異なりますので、ご留意下さい）。

| 分譲手数料を振り込む方の 所属機関 | 民間機関または個人 | 政府機関、公営企業、 非営利団体 |
|----------------------|-----------------|---------------------|
| 分譲手数料（消費税込み） | ¥20,000 / 1アンプル | ¥10,000 / 1アンプル |
| 振込手数料 | 依頼者負担 | 依頼者負担 |
| 送料 | 別途請求 | 別途請求 |

* ご不明な点がございましたら、下記までメールもしくは FAX でご連絡下さい。

（お問い合わせ先）

磐田化学工業株式会社

先端技術開発室

〒438-0078

静岡県磐田市中泉3069番地

E-mail yeast@i-kagaku.co.jp

FAX 0538-37-3721

3. お支払い方法

お支払いは銀行振込のみとなります。振込口座名は請求書に記載されております。請求日から 60 日以内にご入金下さい。特別な書式の請求書、納品書、見積書等が必要な場合は、誓約書および同意書をご送付頂く際にそれらの書類を同封して下さい。

4. Q&A

Q1 分譲の依頼は、“酵母分譲依頼書及び誓約書”をメールもしくは FAX で送ればよいのでしょうか？

A1 所定の項目を記入した“酵母分譲依頼書及び誓約書”をメールもしくは FAX で御送付頂くと同時にその**原本を前述の（お問い合わせ先）まで必ず郵送して下さい**。弊社で原本を受領したことを確認した後、依頼者へ改めてご連絡致します。（“**酵母分譲依頼書及び誓約書**”の**原本の受領をもって依頼者からの正式依頼とさせていただきます**。）

Q2 “酵母の分譲と使用に関する同意書”には、“…分譲を受けた酵母及びその複製物を第三者に使用させてはならず、…”とあるが、社内他部署での使用も禁止ですか？

A2 “酵母分譲依頼書及び誓約書”に記載された依頼者が所属する部署のみが使用する事を原則としています。他の部署が当該菌株を使用する場合には、別途お申し込み下さい。

Q3 分譲を受けた酵母菌株を利用して商品開発を行う事は可能ですか？

A3 分譲を受けた酵母菌株およびその複製物を利用して製品開発を行う事は可能です。但し、試験・研究以外の目的でご使用になる場合は、ご連絡頂き、別途契約を締結させていただきます。なお、報告の義務はありませんが、論文などで成果発表した場合には、ご一報頂けると幸いです。

Q4 分譲を受けた酵母菌株を用いて、特許出願してよいのですか？

A4 可能ですが、出願前に必ずご連絡をお願いいたします。

Q5 分譲を受けた酵母菌株を、共同研究に用いてよいのでしょうか？

A5 一部門一菌株を原則としています。共同研究を実施する場合、共同研究代表だけが当該菌株の分譲をお申し込み頂くのではなく、共同研究を実施する全ての機関もしくは部門が別途当該菌株の分譲をお申し込み下さい。

酵母の分譲と使用に関する同意書

Agreement of Yeast Transfer and Treatment

1. 磐田化学工業は、酵母の分譲を受けようとする者（以下「依頼者」といいます。）が、酵母依頼書をもって酵母の分譲を依頼した場合において、依頼の内容を適当と認めた場合、当該依頼者に対し酵母の分譲を行うものとします。
2. 依頼者は、磐田化学工業から分譲を受けた酵母及びその酵母を培養、増幅等することにより生じた酵母由来の一切の酵母（以下、分譲を受けた酵母と併せて「酵母等」と総称します。）を、当該酵母等の取扱いに熟練した者が、適切な設備及び管理の下において使用することを保証します。
3. 依頼者は、磐田化学工業から分譲を受けた酵母等の取扱いにおいて、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等、微生物及びDNAに関する日本国の法令、ガイドライン、諸規則等を厳守するものとします。
日本以外の国においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守するものとします。
4. 依頼者は、分譲を受けた酵母及びその複製物を第三者に使用させてはならず、また、これらを第三者へ分譲又は分与してはならないことを異議なく承諾します。
 - 4 - 1. 依頼者は、分譲を受けた酵母等及びその複製物を研究以外の目的で使用しないことを承諾します。
 - 4 - 2. 依頼者は、分譲を受けた酵母等及びその複製物から生じる特許などの知的財産にかかる権利化に際し、出願前に磐田化学工業に通知することを承諾します。
5. 依頼者は、磐田化学工業からバイオセーフティレベル2^(注)に属する微生物株の分譲を受けたときは、受領後速やかに磐田化学工業に対し「バイオセーフティレベル2微生物株受領書」を提出するものとします。
注：国立感染症研究所（日本国）病原体等安全管理規程 参照
日本以外の国においては、依頼者はその国の法令、ガイドライン、諸規則等に沿って手続きを進めることに同意します。
6. 依頼者は、学会発表、論文等で酵母等を表示する場合には、BCC 番号を併せて表示するものとします。
7. 依頼者は、分譲した酵母等の利用、増幅、譲渡、保管等一切の行為に起因し又はこれに関連して依頼者に何らかの損害が発生した場合においても、磐田化学工業の故意又は重過失に因るものでない限り磐田化学工業が一切の責任を負わないこと、また、磐田化学工業が責任を負う場合においても分譲手数料に相当する金額を限度とすることを異議無く承諾します。
8. 依頼者は、酵母の分譲により当該酵母に関し磐田化学工業又は第三者が保有する知的財産権その他一切の権利が依頼者に譲渡されるものでないこと、また、依頼者は本同意書に記載された限度で酵母等を利用する権利を除き何らの権利を与えるものでないことを異議無く承諾します。
9. 依頼者は、酵母等が潜在的な危険性を有すること、酵母等の培養、増幅、利用、譲渡、保管その他の行為が第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じることとします。
10. 酵母等を依頼者が安全に取扱えるかどうかについて、依頼者は、磐田化学工業が必要に応じ、電話等による聴取又は公表されている資料等を調査する場合があることに同意します。
11. 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることとします。

Appendix

磐田化学工業は、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity : CBD）に準拠し、山口大学及びウボンラチャタニ大学の合意を得て、分譲業務を執り行います。



酵母分譲依頼書及び誓約書

磐田化学工業株式会社 殿

1. 私は、依頼日における最新の版の「酵母の分譲と使用に関する同意書」の各条項に同意の上、下記の微生物の分譲を依頼します。

2. 使用目的及び研究内容 _____

使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日
_____ 年 月 日

| | |
|-----------------------------|--|
| フリカ`ナ : 依頼者 氏名: _____ 印 | 請求書宛先 : (代金支払者が依頼者と異なる機関の場合のみ下欄に明記して下さい。) |
| 安全責任者 (または上司)氏名: _____ 印 | 氏名: _____ 印 |
| 所属機関及び部署名 | 所属機関及び部署名 |
| 住所 〒 _____ | 住所 〒 _____ |
| TEL : _____ (内線 _____) | TEL : _____ (内線 _____) |
| FAX : _____ | FAX : _____ |
| E-mail : _____ | E-mail : _____ |

BCC 番号及び微生物名

| No. | BCC 番号 | 微生物名 | 本数 |
|-----|--------|------|----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |

お手数ですが下記に微生物の送り先をご記入ください。

〒 _____

住 所 _____

所属機関名 _____

氏 名 _____

酵母分譲規程 様式第1

酵母分譲依頼書及び誓約書

磐田化学工業株式会社 殿

1. 私は、依頼日における最新の版の「酵母の分譲と使用に関する同意書」の各条項に同意の上、下記の微生物の分譲を依頼します。
2. 使用目的及び研究内容 エタノール発酵試験の共試菌
- 使用期間 2011年10月01日～2012年09月30日

使用目的欄には、酵母の使用目的及び用途を可能な限り具体的に記入して下さい。

2011年09月01日

| | |
|--|--|
| フリカテ : イワタ ケンジロウ 依頼者氏名 : 磐田 健二郎 印 | 請求書宛先 : <small>(代金支払者が依頼者と異なる)</small> |
| 安全責任者 (または上司) 氏名 : 磐田 健太郎 印 | 氏名 : 磐田 健二郎 |
| 所属機関及び部署名 磐田化学工業株式会社 先端技術開発室 | 所属機関及び部署名 工業化学株式会社 総務部経理グループ |
| 住所 〒 789 - 6543 静岡県磐田市中泉3069番地 | 住所 〒 987 - 3456 静岡県浜松市磐田町3069番地 |
| TEL : 0111-22-3333 (内線 123) | TEL : 0112-22-3333 (内線 321) |
| FAX : 0111-22-4444 | FAX : 0112-22-4444 |
| E-mail : K3IWATA@i-kagaku.co.jp | E-mail : K3IWATA@k-chem.co.jp |

日付欄には、申込みを行う年月日を記入して下さい。

名前を自署した場合には、捺印は不要です。

BCC 番号及び微生物名

| | BCC 番号 | 微生物名 | 本数 |
|----|--------------|--------------------------------|----------|
| 1 | 43577 | <i>Kluyveromyces marxianus</i> | 1 |
| 2 | 47347 | <i>Kluyveromyces marxianus</i> | 1 |
| 3 | 47349 | <i>Kluyveron</i> | |
| 4 | 47351 | <i>Kluyveron</i> | |
| 5 | 47353 | <i>Kluyveromyces marxianus</i> | 1 |
| 6 | 47354 | <i>Kluyveromyces marxianus</i> | 2 |
| 7 | 47665 | <i>Kluyveromyces marxianus</i> | 1 |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |

BCC 番号、微生物名及び必要な本数を記入して下さい。
不明な点がございましたら(お問い合わせ先)までご連絡下さい。

お手数ですが下記に微生物の送り先をご記入ください。

〒 **789 - 6543**
住 所 静岡県磐田市中泉3069番地
所属機関名 磐田化学工業株式会社 先端技術開発室
氏 名 磐田 健二郎